

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																																												
千葉美容専門学校	昭和44年3月19日	小山 智子	〒 262-0033 (住所) 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-22-6 (電話) 043-273-5151																																												
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																																												
千葉県美容業 生活衛生同業組合	昭和32年11月29日	野村 敏夫	〒 262-0033 (住所) 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-22-6 (電話) 043-273-5151																																												
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																																											
衛生	衛生専門課程	美容科	平成12年文部科学省 認定	-																																											
学科の目的	教育基本法並びに美容師法の精神に則り、専門教育を施すことはもちろん、最も優れた美容師として堅実・有能な美容師を養成することを目的とする。																																														
認定年月日	平成12年2月8日																																														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																																								
2	昼間	2010	637	126	938	-	498																																								
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																																										
240人	131人	0人	13人	9人	22人																																										
学期制度	■1学期: 4月1日～8月31日 ■2学期: 9月1日～12月31日 ■3学期: 1月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 学科・実技とも100点満点60点以上を合格としている。 評価の方法: 不合格の場合は追試を行う。																																											
長期休み	■学年始: 4月1日～4月8日 ■夏季: 7月21日～8月31日 ■冬季: 12月25日～1月7日 ■学年末: 3月20日～3月31日		卒業・進級 条件	卒業要件: 学科の定期試験・実技試験に合格、卒業試験(学科・実技)に合格すること。出席時間が2010時間以上であること。 進級要件: 学科の定期試験・実技試験に合格及び1年次における学業費用を完納すること。出席時間が規定時間以上であること。																																											
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 クラス担任による個別相談、放課後の技術指導、検定前指導など		課外活動	■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 技術大会 学校祭 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)																																											
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 千葉県内及び都内の美容室 アイラッシュサロン		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師国家試験</td> <td>②</td> <td>65人</td> <td>63人</td> </tr> <tr> <td>サービス接遇検定</td> <td>③</td> <td>70人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>美容技能メイク検定</td> <td>③</td> <td>12人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>UTOWA メイク検定</td> <td>③</td> <td>12人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>ネイリスト検定</td> <td>③</td> <td>6人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>ジュニアアイリスト検定</td> <td>③</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>色彩検定3級</td> <td>③</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>色彩検定2級</td> <td>③</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>日本化粧品検定</td> <td>③</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	美容師国家試験	②	65人	63人	サービス接遇検定	③	70人	23人	美容技能メイク検定	③	12人	12人	UTOWA メイク検定	③	12人	12人	ネイリスト検定	③	6人	4人	ジュニアアイリスト検定	③	4人	4人	色彩検定3級	③	20人	20人	色彩検定2級	③	4人	4人	日本化粧品検定	③	1人	1人
	資格・検定名	種別		受験者数	合格者数																																										
美容師国家試験	②	65人	63人																																												
サービス接遇検定	③	70人	23人																																												
美容技能メイク検定	③	12人	12人																																												
UTOWA メイク検定	③	12人	12人																																												
ネイリスト検定	③	6人	4人																																												
ジュニアアイリスト検定	③	4人	4人																																												
色彩検定3級	③	20人	20人																																												
色彩検定2級	③	4人	4人																																												
日本化粧品検定	③	1人	1人																																												
■就職指導内容 クラス担任による個人面談や校内で80店舗以上が集まる就職ガイダンスの実施などを通して、本人の希望を十分に生かしながら、学校が責任をもって指導している。 ■卒業者数: 65 人 ■就職希望者数: 64 人 ■就職者数: 64 人 ■就職率: 98.5 % ■卒業者に占める就職者の割合: 98.5 % ■その他 ・進学者数: 1人		※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 千葉県美容学生技術大会 優勝2人、2位1人、4位2人、5位1人、10位1人 関東地区理容美容学生大会 優秀賞3人、敢闘賞5人 全国理容美容学生技術大会 優秀賞1人																																													
中途退学 の現状	■中途退学者 2名 ■中退率 1% 令和3年4月1日時点において、在学者140名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者138名(令和4年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の原因 学校生活への不適合、技術内容で携われない作業があった。		■中退防止・中退者支援のための取組 担任、校長との面談を重ね、保護者の同席のもと今後について、具体例(休学、通信課への転入)を交えて話し合いを続ける。																																												
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 1年次後期より授業料、実習費を半期分づつを最大3期分を無利息にて貸与。県内の組合美容店に就職した場合は、8割まで返済するば、後の返済は免除 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 0																																														
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 0 受審年月: 0		評価結果を掲載した ホームページURL 0																																												
当該学科の ホームページ URL	URL: //www.chibabi.ac.jp																																														

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実際の美容室の現状を教え、いかに現場に役立つ学生を育てるため、県内の千葉県美容業生活衛生同業組合に加盟している美容室2,500店に協力してもらい指導する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実務実習前に、サロンで実際に役立つための現場に即した授業を実施している。生徒は事前にサロンの担当者から諸規定を確認する。実習期間中は、生徒は毎日実習の状況、反省を記録する。終了後実習先のサロンから出席状況、現場での状態を成績表として提出してもらっている。実習終了後、担当教員が生徒の記録とサロンの成績表を基に面接し指導を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
実務実習	千葉県内の美容室に一店舗に一人ずつの学生が現場実習を体験する。	千葉県内の美容室に募集を行い、協力の申し込みのあった約250店の中から美容室を紹介する

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

研修規程に基づき、学校は美容における技術や生徒指導に役立つ研修に、積極的に教職員を派遣したり、外部講師を学校に招き、授業及び学生に対する指導力の向上を目的とする研修を計画し実施する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「ウトワメイク技術研修」(連携企業等: 株式会社ウトワ)
 期間: 令和3年4月1日(木) ~ 2日(金) 対象: メイク担当教員
 内容: メイク技術研修と最新の流行についての講義

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「美容師養成施設の教員資格取得のための研修」(連携企業等: 日本理容美容教育センター)
 期間: 令和3年5月13日(木) ~ 28日(金) 対象: 養成施設の新人教員
 内容: 「美容技術理論」「美容実習」の教員になるための講義

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「関東地区理容師美容師養成施設教職員宿泊研修会」(連携企業等: 関東地区理容師美容師養成施設教職員研修協議会)
 期間: 令和4年10月に予定 対象: 教職員
 内容: 未定

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「中堅職員研修会」(連携企業等: 千葉県専門学校協会)
 期間: 令和4年8月 未定 対象: 教員若干名
 内容: 教育力向上研修

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

- ・学校関係者として、企業、一般の方、卒業生の委員からなる「学校関係者評価委員会」設置して学校に対して評価を実施する。
- ・専修学校の「ガイドラインの評価項目」に基づき作成した自己評価を参考にし、学校の現状、教育活動など学校の運営について総合的に評価してもらう。
- ・評価結果を広く保護者や一般の方に公表し、開かれた評価になるようにする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の理念・目的・育成人材像は定められているか ●学校における職業教育の特色は何か ●社会経済のニーズを踏まえた学校の将来構想は抱いているか ●学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者に周知されているか
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ●目的に沿った運営方針が策定されているか ●運営方針に沿った、事業計画が策定されているか ●運営組織や意思決定機能は規則などにおいて明確化されているか ●人事、給与に関する規定などは整備されているか ●教務、財務などの組織整備など意思決定システムは整備されているか ●教育活動などに関する情報公開が適切になされているか
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ●教育理念に沿った教育課程の編成、実施方策などが作成されているか ●教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえて学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ●学科などのカリキュラムは体系的に編成されているか ●美容業界の連携によりカリキュラムの作成、見直し等が実施されているか ●美容業界における実践的な職業教育が体系的に位置づけられているか ●授業評価の実施・評価体制はあるか ●職業教育に対する外部関係者からの評価を取りいれているか ●成績評価・単位認定、進級・卒業認定の基準は明確か ●資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での位置づけはなされているか ●人財育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ●美容分野における先端技術・知識を習得するための研修や教員の指導力の育成などの向上のための取り組みが行われているか ●職員の能力開発のための研修は行われているか
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ●就職率の向上はなされているか ●美容師資格の取得はなされているか ●その他美容関連の資格取得はなされているか ●退学率の低減が図られているか ●卒業生・在校生の社会的な活躍、評価を把握しているか ●卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ●進路・就職に関する支援体制は整備されているか ●学生相談に関する体制は整備されているか ●学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ●学生の健康管理の支援体制は整備されているか ●課外活動に対する支援体制は整備されているか ●学生の生活環境への支援体制はあるか ●保護者と適切に連携しているか ●卒業への支援体制はあるか ●社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ●高校との連携による教育・職業教育の取り組みが行われているか
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか ●学校外の実務実習、インターンシップの体制は整備されているか ●海外研修などの実施の体制は整備されているか ●防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ●学生募集活動は適正に行われているか ●学生募集活動において、教育成果は正確に伝わっているか ●学費は妥当なものとなっているか
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ●中長期的に学校の財務基盤は安定しているか ●予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ●財務に関する会計監査は適正に行われているか ●財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ●法令、専門学校設置基準などの遵守と適正な運営がなされているか ●個人情報に対し、その保護のための対策がなされているか ●自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ●自己評価を公開しているか

(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献が行われているか ●学生のボランティア活動を奨励、支援をしているか ●地域に対する公開講座・教育訓練の受託などを積極定期に行われているか
(11) 国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献が行われているか ●学生のボランティア活動を奨励、支援をしているか ●地域に対する公開講座・教育訓練の受託などを積極定期に行われているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

年に1回学校関係者評価委員会を開催し、自己評価を参考にして千葉美容専門学校の現状を評価してもらい、今後の学校運営の参考にする。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
野村敏夫	千葉県美容業生活衛生同業組合理事長	令和3年5月25日～令和5年5月24日(3年)	業界役員
松田公一	千葉県美容業生活衛生同業組合副理事長	令和3年5月25日～令和5年5月24日(3年)	業界役員
長崎和彦	(有)エル ドウ チーム役員	令和3年5月25日～令和5年5月24日(3年)	近隣住民
行木清江	サロンド ラ メール開設者	令和3年5月25日～令和5年5月24日(3年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL:

公表時期: 令和3年10月15日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供などの取り組みに関するガイドライン」に則り、社会全体へ情報を提供し、背悦名責任を遂行する。美容室などとの連携に資するため、特色ある教育活動及び学校運営に関する適切な情報を提供し、質の保証・向上に取り組むことを基本方針とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	●各種学校行事の紹介 ●就職活動計画の公開
(2) 各学科等の教育	●各種コンテスト成績の公開 ●美容師試験結果の公開
(3) 教職員	●教職員の紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	●実務実習の申し込み ●実務実習結果の報告
(5) 様々な教育活動・教育環境	●学校のボランティア活動の紹介など
(6) 学生の生活支援	●千葉美容専門学校奨学金の紹介
(7) 学生納付金・修学支援	●組合店紹介による入学金の減免
(8) 学校の財務	●組合総代会議案書による公開 ●HPによる公開
(9) 学校評価	●HPによる公開
(10) 国際連携の状況	●海外研修旅行の報告
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

月に1回全組合店に送付するメール便、年に6回の組合広報新聞、組合の総会の議案書

URL: <http://www.chibabi.ac.jp>